

令和6年5月13日

一関地区広域行政組合 あて

## 1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、環境影響評価の項目並びに予測及び評価の手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 地域住民と適切なコミュニケーションを図る観点から、環境影響を受けるおそれのある住民の意見を丁寧に聴取するとともに、その意見を踏まえ、必要に応じて、追加的な調査、予測及び評価の実施並びに環境保全措置の検討を行うこと。

## 2 個別的事項

### (1) 大気環境

- ア 騒音の予測地点No.1について、夜間の施設の稼働による騒音レベルは38dBと低いが、バックグラウンド騒音が33dBと極めて低いため、小さな施設の稼働音でも聞こえるおそれがあることから、影響が生じるおそれのある住居に対して、十分な事前説明を行うこと。
- イ 工事時間帯における建設機械の稼働に伴う騒音や、学校の授業時間帯における道路交通騒音の予測結果を踏まえ、建設機械の稼働や工事車両、ごみ収集車の通行により、静穏性が妨げられることがないよう配慮すること。
- ウ 騒音の評価に当たって環境基準を準用する場合は、環境基準を準用することの妥当性を説明したうえで、現状で満たしている最も厳しい基準値の地域類型を当てはめること。
- エ 建設機械の稼働による騒音は、等価騒音レベルに加え、工事由来の突発的な音の影響を把握するため、5%時間率騒音レベルの予測及び評価を行い、影響が認められる場合は必要な環境保全措置を講じること。

### (2) 水環境

- 造成等の工事に伴う水の濁りの予測及び評価にあたっては、降水量の観測結果等を踏まえ、安全側の考え方から適切な平均降雨強度の設定を行うこと。

### (3) 動物、植物、生態系

- ア 対象事業実施区域及びその周辺には、サシバやノスリなど希少な動植物が確認されていることから、事業実施にあたっては、専門家の意見を聞きながら、環境保全措置を適切に実施するよう努めること。
- イ 希少動植物に係る環境影響評価の代償措置として、トウホクサンショウウオ等の両生類の卵のう移殖、ギンイチモンジセセリ等の昆虫類の個体移設及びジュンサイ等の植物の個体移植を行う場合には、個体数や幼生から成体への連続性を考慮するとともに、生息・生育環境を同じくする種との競合が生じないように代替地の適切な場所、規模及び数を検討すること。

また、施設の稼働後も、希少動植物の代替地を確実に保全できるように、対象事業に係る管理方法やモニタリング方法などを評価書に記載すること。なお、記載内容には、施設運営等の委託後における代償措置の実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容を含めること。

#### (4) 景観

対象事業実施区域の西側に住居が近接して存在しており、施設の存在による景観への影響が懸念されることから、フォトモンタージュ法等の視覚的な表現手法により影響の程度を分かりやすく示すなど十分な説明を行うこと。

### 3 関係地方公共団体からの意見

対象事業実施区域を管轄する関係地方公共団体から提出された環境保全の見地からの意見は別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応すること。